

県内17社目のくるみん認定企業が出ました！

—沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社—



沖縄労働局（局長 待鳥浩二）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく県内17社目の認定（通称：くるみん認定）企業として、平成28年8月17日付けで沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社（本社：那覇市、代表：新谷 尚文）を認定しましたので、公表します。

沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社

所在地：沖縄県那覇市おもろまち1丁目3番31号
那覇新都心メディアビル

事業内容：情報通信業

労働者数：174名（男144名、女30名）



1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日（5年）

(2) 行動計画の内容

- ①子育てを行う社員のワーク・ライフ・バランスを支援するための「相談窓口」を設置する。
- ②育児休業に関する規則理解の促進を図る—育児休業等に関する規則の見直しを行い、周知する
- ③社員がワーク・ライフ・バランスを充実させ、生き生きと働ける職場環境づくりと意識啓蒙活動を実施—年休低取得者へのフォローアップを推進することで年休取得数の底上げを図る

2 目標に対する取組結果

- ① 担当者を2名立て「相談窓口」として設置。同時に「産休・育休リーフレット」を作成し、相談窓口の連絡先を記載し、周知した。
- ② ● 出産・育児関連規定を見直してH27.4.1またはH27.10.1付で改正。
【主な改正箇所】
 - ・社員配偶者出産休暇、社員不妊治療休暇、リターンエントリー制度を新設。
 - ・育児休暇について、一か月未満取得の場合は1日・半日単位の取得を可能に
 - ・育児勤務（育児短時間勤務）就業時間の選択肢を増やす● 出産・育児関連の規則をわかりやすくまとめた「産休・育休リーフレット」を作成し、社内イントラネットへの掲載を行なった。
- ③ 年休低取得者へ月1回フォローメールを送付。2016年3月末時点で、年5日以上年休取得した社員の率が100%となる

3 計画期間中の育児休業取得者数

男性 育児休業取得者2名

女性 育児休業取得者のべ6名（出産した女性労働者4名。育児休業取得率150%）

4 その他の認定基準達成状況

- (1) 所定外労働の削減のため、毎週木曜日に「リフレッシュ DAY」（定時退庁日）を設定。

* 次世代法に基づく認定とは

次世代法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」)とは、企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての計画期間、目標、目標達成のための対策を定めるものです。

行動計画を策定・届出し、一定の認定基準を満たすと認定を受けることができます。平成27年4月1日施行の改正法では、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する特例認定(プラチナくるみん)制度が創設されました。

* 認定のメリットは

「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業は、**次世代認定マーク(愛称:くるみん)**を自社の商品、名刺、広告、求人広告などにつけることができ、**企業のイメージアップや優秀な人材の確保等**が期待されます。また、建物等の割増償却を受けられる**税制上の優遇措置(くるみん税制)**を受けることができます。